

『経覚私要鈔』の連歌記事について

岩 下 紀 之

1

関白左大臣九条経教息大僧正経覚は『経覚私要鈔』なる日記を記し、途中欠落はあるが応永二十二年から文明四年に至る五十数年の記録が伝わっている。応永十七年大乘院門跡となり、永享十年隠居するが、応永三十三年、永享三年、寛正二年、文明元年と四たび興福寺別当に補されている。¹大和の最高の地位を占めた僧侶ということである。日記には豊富な記載があり、多様な出来事を述べるが、毎月二十一日には「故大閏月忌也」として、懃行を欠くことなく父経教の法事を営み、文安五年十月、九条満家の死が迫った時、家督の相続について尽力している。十月四日の条には

御遺跡事、既十歳孫可有相続之由、被進讓状之処、又四歳実子可持之由、被進御状云々

とあり、史料纂集の編者は孫に成家、実子に政基と注記する。『尊卑分脈』や『公卿補任』には現れない九条家の内情が伝えられているようである。この時満家は経覚の意見を採用し、九条家の家督は成家（後の政忠）、政基の順に継承されるこ

とになった。経覚は九条家一門の一員として生きた人であった。

大乘院の記録としては尋尊による『大乘院寺社雜事記』が昭和初期に活字化され、連歌研究の側からもつとに利用されてきた。伊地知鐵男氏『宗祇』では、専順・行助・能阿の死亡時確定の根拠とされるなど、史料価値の高い日記である。それと並ぶべき経覚の日記が史料纂集の書目として公刊されたのを期として、検討を試みた。

2

室町時代盛んだった芸能といえば、猿楽や平曲ということになるが、経覚はしばしばそれらに言及している。興福寺で猿楽の興行があるのは当然のことで、大乘院門跡がその観客となるのも自然である。ただ連歌は、連衆となれば句の鑑賞者となりつつ作者にもなるのであって、他の芸能がもっぱら受け身の態度で楽しむとは異っている。経覚は連歌を非常に好み、日記に関連事項を大量に書き残している。

嘉吉三年四月六日の記事、

月次頭人清祐法眼也、来会衆、児慶寿・法雲院僧正・頭人・隆舜・僧木山・賢秀・古市胤仙播磨房・善慶・懐弘・道英・重増・懐全・宮鶴・教法院・清承・予也、事終了有鞠習、

というように、おもに側近の人々と思われる連衆での連歌の記事が始まる。最後は文明四年九月二日の記事である。

一 今日於筑前守家有連哥、発句事申問書遣了

とわ二みん秋葉かへれ庭の松

その間約三十年、日常的に連歌の座が設けられ、多くの場合発句と連衆の名が記録されている。高僧の普段の生活の中で営まれた連歌の記録から、当時の連歌興行の実態を探ってみよう。

法楽連歌と銘される興行がある。(嘉吉三年四月九日、寛正二年五月廿五日、寛正三年五月廿六日) 他、夢想連歌(寛正二年三月十六日) 庚申講連歌(寛正二年三月十九日) など。文安六年二月六日から千句を始め、八日で完成している。月次連歌も試みており、さきに見た嘉吉三年四月六日の条に月次の文字があり、五月、六月といずれも六日に続けている。この年の後半は日記が欠け、翌四年正月六日には「連哥始」として百韻が興行されたようだが月次の文字はない。しばらく間をおいて康正三年七月六日に月次連歌を再開している。六月廿九日条に「可為月次之由面々申間」とあるので、経寛周辺で連歌熱の盛り上がりがあったようである。以後八月九月にも連歌の記録があるが、これもそのあたりで途絶えている。その他にも月次の文字は文安四年六月十日「在連哥、月次云々」と見え、「云々」とあるからには伝聞で、経寛のもとでの興行ではあるまい。また、長祿二年五月十九日「於門跡有連哥月次云々」、寛正二年二月十八日「向古市館、月次連哥云々」等、「云々」の字を添えた記述は、経寛周辺においても月次連歌が興行されていたことを物語っている。

なお一条兼良は応仁の乱を避け、大乘院を居所とするが、南都において活発に連歌の席を設けている。経寛がそのあたりの動静を記録しており、文明二年二月廿五日、

今日天満縁日也、仍向関白殿御宿所、連哥一座張行申了、比興、一献・瓶子等進之、既及晚陰之間、無力又宿禪定院了、

五月廿五日にも、

昨日自随心院嚴宝僧正以成身院経營僧都被申送間、自今日於闕白御前可有月次可參之由候、仍已下剋參了、既被始之、申下剋事終了、又雨下間無力逗留了、随心院与合宿了

とあり、一条兼良は天満宮縁日の廿五日に月次の連歌を定例としたかつたらしいこと。それに対し、経覚は、「比興」「無力」などの語をもつて、それとなく冷淡な気持をのぞかせている。

連歌百韻完成にかかる時間についても、経覚はしばしば記録している。開始から終了までの時刻を記しているのが長祿二年十月六日条で「酉初点初之、戌刻事終了」とあり、その他寛正二年二月二日には「酉下刻始之、亥刻百韻事終了」、寛正四年二月五日にも「連哥酉下刻初戌初事終了」とある。酉から戌亥ころまでが標準的な形かとも思われ、せいぜい四時間から六時間程度となろうか。寛正三年三月十二日、醍醐三宝院で興行された連歌は、大閤（一条兼良）准后（三宝院義賢）他杉原賢盛、行助等の出座したもので、この時は、

一 連哥事、午終初、酉半点事終了、執筆世縁云者也、

とある。

この時は「五十韻程有供御」ということで、豪華な食事が提供され、さらに「酒一献有菓子等」とあり、連歌そのものにかかった時間は前掲の場合と変らないのではないか。

その他、「今朝又百韻為之（中略）未刻事終了」（康正二年二月七日）、「入夜有連哥（中略）丑剋百韻事終了」（文正元年

十月朔日)など、始まりの時刻を明示はしていないが、時間的に大差はないと考えられる。廣木一人氏は、「十時間ほどにも及ぶ会が連歌や俳階の会であった」と推定された。³⁾『さゝめごと』などの記載から導かれた結論で、それ自体は動かし得ない妥当なものであるが、一面そのような会は一流の連歌師が苦吟を重ねる真剣な場であったのだろう。教覚と側近の人々を連衆とする会では、日常的な一座での気楽な運びが想像されてくる。例えば康正三年七月六日、「百韻早速事終間、重百韻沙汰之」とあり、寛正二年二月十八日にも「事外早速結願也、今百韻有度之由面々申之間、又初之」というので、一座した人々は百韻が滞りなくすみやかに完成したのに満足し、興に乗じてもう一度百韻に挑んだのであった。

いずれにしても数時間を要するのが連歌興行であつてみれば、食事が用意される機会が多かつたのも自然である。最も豪華だった、寛正三年三月十二日、醍醐三宝院での様子を引いておこう。

一一献事、五十韻程有供御、汁四、菜十二、大閣・准后・予四方衝重、其余悉足付折敷也、至三膳被居之、酒一献有菓子等、コノリ又被出満中折、三懷紙時分素麵在之、又有菓子、ムキ栗也、事終湯漬在之、大都如供御、其外山芋・水菰等在之、酒宴在之、武田中務大輔平家語之、小笠原以下早哥・田楽節以下色々尽芸能了、可謂思出、

この日の参加者を次に引いておくと、

於其縁亭主准后参会、先大閣入御、次准后、次予入内了、連衆事、武家者五人小笠原美方・武田中務大輔・佐竹三人入道・杉原伊賀・蟻川周防・顕郷・児・行助・其外聖道等歎十人計、経胤参加了、発句大閣、雖有相論終以沙汰了、藤さきてみなれきなれぬ庭の松

脇准后、第三子、

日常用意されるのは質素なものであったと思われ、「飯一献、餅・素麵等也」(嘉吉四年正月六日)など見え、特に素麵が供されることが多い。

頻りに催される連歌に際し、鎌倉末から南北朝にかけてのことがらの名残が見えるのも興味深い。そのかみ、連歌には物が賭けられていたのであろうが、嘉吉四年正月六日の条に、まさしく懸物の記述がある。

懸物十・物十出之、是皆軽物也、此十種之内雑物十出之、

宝珠一盆 十

俵十各納白米壹斗

作砂金十裹在台、以用途百疋作之、

扇十本裹薄様、

杉原十帖

帶十筋付梅竹枝、文心地也、

枕十

杓十

雑紙十束・雑物十・鞆一具・矢三腰・同根一腰・盆一枚・檀紙十帖・差繩一筋・髮剃一手・火箸一前・虫火十疋、

軽物と称しているが宝珠、砂金などが挙げられ、意外に高額なものもあるのではないか。実態については考慮されるべきであろう。

文安四年六月卅日条に、

連哥在之、時衆等在之故也、

康正三年六月廿九日条に、

連哥在之、尋雅得業・曾董僧・重心・畑・梅賀・時衆与阿等也、

文明三年三月三日条に、

一於畑部屋在連哥云々、唯阿ト云侍(時カ)衆在之故也、

このように時衆が連歌とかかわりを持ち続けているようである。教覚の側近にも「阿」字を含む名を持つ者がいるようで、大乱の時期にもまだ時衆であつて芸能を業とする者が存在していた。

寛正三年三月廿九日、醍醐三宝院で連歌を興行し、その時、

事終於花本一字有連哥、

と、「花本」の文字があらわれる。ここでは単に桜のあるところの一字を示すにすぎないが、遠い過去への郷愁が一瞬胸をよぎつたとも思われる。

3

側近との比較的狭い範囲の連衆で行なわれる連歌から経覚の関心は拡大して行く。長祿四年以後、しばしば室町殿の連歌その他が『私要鈔』に記載される。煩をいとわず原文を引いておこう。長祿四年正月廿六日条、

一 入夜畑帰来云、於室町殿去十九日有御連哥初云々、其衆、
兼良公持宗 一条殿 二条殿滿濟准后 聖護院 三宝院義教准后 実相院 大納言公綱三條師 大納言勝光日野 中納言雅親飛鳥井 山名入道 伊勢守貞親 杉付兵
庫助 行助兼持弟 専順等宣法御能阿云々、発句室町殿也、

寛正二年正月十八日条、

一 今日於室町殿有御連哥始云々、如去年者、執柄兩人・僧中三人・日野勝光・三条公綱・飛鳥井雅親・伊勢守・杉原・能
阿・行助・専順等参歟、

同年二月七日条、

一 去月二十八日於室町殿有御連哥、一条大閣・二条前関白・聖護院滿意・三宝院義賢・実相院前大僧正以下被参云々、室
町殿御発句、

さくや此花の鏡か池の水

いまは春日もくもはなき空

かすまねは朝の藤もさたかにて

一条大閣

二条前関白

寛正三年三月八日条、

一今日室町殿若王寺へ入御、被御覧花、則可有御連哥也、聖護院准后・三宝院准后為御相伴被參申云々、実相院も被參云々、

寛正五年五月の記の冒頭⁽⁴⁾、

後聞、当年四月廿八日、伏見殿^{眞常親王}、被招請申室町殿有御連哥、親王御発句、

松は千代よろつ葉しける夏の庭

三千疋・白大刀被持之、関白被參会申、千疋持參云々、

親王御引物、綾五重・益香合、

同年十月四日条、

今日室町殿高尾為紅葉御覧御出、大閣・関白・聖護院准后滿意・三宝院准后義賢・実相院僧正増運・諸大名以下云々、
今日雨凡無心事也、

以上連歌会が五回、紅葉狩一回、室町殿の動靜の記を引いてみた。この時代、將軍家の行動に関心を持つのは当然であるが、一年中、先例に従って肅々ととり行われた諸行事の内、特に連歌が注目されているのは、経覚の興味がここにあったことを物語る。ただその関心は第一に出座した人々の顔ぶれに向かっているように思われる。連歌の句が書き留められたのは五回のうち二度にすぎないのに、出座した人々の名は丁寧に記載されている。大閣以下の公家衆、聖護院以下の高位

の僧たち、また連歌七賢と後世称せられる能阿などの連歌師である。紅葉狩の同行者も大閤（一条兼良）以下列挙される。なお、寛正二年二月七日に記された室町殿の発句は、『後鑑』附卷の『発句之事』当日の項に⁵⁾

同日此亭連歌始百韻に

さくやこのはなのかゞみかいけのみづ

とあり、異同なく正確に伝わっている。したがって出座の人々の一覽も同じように正しく記されていると推量してよからう。経覚はそのような情報を手に入れ得る立場にいたことになる。

寛正二年、経覚は醍醐三宝院において連歌の座に臨み、翌年からしばしば出座することになる。まず寛正二年十二月八日の条を見よう。

一 巴剋向三宝院、予^{少衣、香}共者南坊齋尊・吉阿兩人召具了、楡一双・素麵一折・蜜甘一折遣了、則有連哥、発句事色々相論、而准后被申云、愚老不発句者、連哥事ハ可略之由被申間、無力余沙汰了、

梅さきて冬より花の都哉

脇行助可思指之由、准后被献意見之間、如然沙汰了、仍行助沙汰了、

雪のひかりに春そちかく

第三准后被沙汰了、爰二折過時分一条大閤入御之由申之間、在座衆迷惑了、仍面々直綴ヲ着替衣ヲケサ着了、則連哥座敷入御了、冠・直衣悉平絹白、御共者兩人松殿基高朝臣・冷泉少将政為、各衣冠・直衣、有御膳後有一献、戌剋事終大閤還御、准后至縁中程被送申、予至沓脱奉送了、凡如此深雖非可申儀、僧正嚴親御事也、相同家門之間、所致別段

沙汰也、

長い引用になったが、三宝院に向いた経覚と、准后（義賢）との間で発句を経覚が詠むかどうかの「相論」があった。やむをえず、経覚が詠んだ。脇についても義賢の意向で行助が出した。二の折が過ぎるころになって、一条大閤がやってきて、一同迷惑した。こういういろいろなできごとがあったものの、翌年、花の時分の再会が約束されたようで、寛正三年三月に連歌のことが連日記される。まず三月六日、

已半剋向三宝院、予絹直綴、齋尊僧都・吉阿等召具了、准后対面被申云、連哥一折興行度云々、承了由申了、有暫有会、発句准后、

さかりみる宿また花の都哉

かせ治りて春のとかなり

予

人数十人計、有一献等、終日遊宴也、事終西剋帰九条新亭了、

とあるのが手始めで、さまざまの折衝のあとようやく三月十二日に予定の連歌興行のはこびとなった。この日の模様については、食事を見る項で引用済みであるが、五十韻まで進行したところに供御があり、酒一献と菓子他の出される盛儀なのであった。

経覚は在京を続け、翌十三日には三宝院から書状を受け取る。

一自三宝院自書状、昨日之儀本望無極、又昨日能阿惣院也、不来之間無念間、両三日内可召之由存候、光臨候者可悦存云々、

令在京必可参之由申返事了、昨日子細ヲハ今朝申了、

十五日には行助が九条亭に経覚を訪ね、連歌を詠む。

一鷹司明心坊・惣持房行助来、礼太刀献之、素麵・湯積等在之、又連哥一折沙汰之、発句事行助ニ仰付了、

花を待日数や弥生おそさくら 行助

さきくわゝれるつゝし山吹 予

以惣持自三宝院有芳札、献返報了、先日懐紙定見度候哉トテ賜之、自是今朝進取畢、遮而賜之条恐悦之由申、

この日は百韻ではなく、一折のみであった。行助は三宝院の使者としての訪問だった。

十九日には三宝院で能阿の発句によつて連歌が詠まれた。

発句惣匠、

庭そこれ花さく松の千とせ山 能阿

万木の春 准后

雨の日はかすみのこれる方もなし 予

この日の記事の最後に当時の連歌師につき感想が記される。

一今日連哥惣匠能阿・行動・專順當時地下上手也、武家者小笠原美乃入道宗元・杉原伊賀守賢盛、其外者不斷參來者共也、十人計在之、

三月廿九日にも三宝院で連歌があり、その記事は興味深い。

発句事愚老可沙汰之由被申間、再三雖故障、にがくしく譴責之間、申礼於大閣、無力令沙汰了、

遅さくら久しき花のみきり哉

只祝言被好之由内々連衆申間、如此令沙汰了、頗不殊者哉、可憚く、西下剋事終之間、有湯漬・一献等、依准后所望、大閣被殘発句、

花の陰た、まくをしき錦哉

以此発句又自戊剋百韻在之、老体可窮屈之由再往雖故障、如何様之由被申間、無力沙汰了、然而事外早速事終了、

この日経覚は発句を詠むよう強いられ、気がすすまぬまま発句を出した。「にがくしく譴責」したのが誰なのかが問題である。経覚のような高僧にそのような口がきける人物がそうあるわけもなく、一条兼良か、三宝院義賢かということになるが、三宝院ではこの後も何度か連歌会があり、わだかまりがあったようには見えない。寛正二年十二月八日、准后との間に「色々相論」があったことを引いたが、寛正六年三月九日にも同じようなやりとりがあった。

向三宝院、予自表、板輿、南坊・片山弥三郎召具了、今夜可逗留之由被申間、輿舁以下返遣了、後有時、有連哥、発句事可為准后之処、愚老如何様可沙汰之由再往被問答、固辞雖無申計、可閣旨被申間、無力沙汰了、

雪をさへ花よりみする嵐哉

義賢との相論では結局「無力」ということで「沙汰」するのだが、三月廿九日の記事では「申礼於大閣」、「只祝言被好之由内々連衆申問」「頗不珎者哉」とあって、よそよそしく、こわばったやりとりになっている。経覚と一条兼良は気の合わないところがあったかもしれない。前年十二月八日の会でも、「爰二折過時分一条大閣入御之由申之間、在座衆迷惑了」と記し、連歌の席に遅参した兼良に対し批判的に見ていたのであった。

大乱以後、一条兼良は南都大乗院の尋尊のもとに滞在し、しばしば連歌を催している。廿五日の天満宮縁日を月次の日にしようとしたらしいことは既に見ておいたが、他にも、文明三年四月十五日には名号連歌を試みたり、同月十九日には千句を完成したりなど、活発な活動がみられる。ただ経覚との間はやはり円滑ではなかったようで、文明四年三月二日条には、

大閣浄土花被御覧、次堯善部屋へ入御云々、有御連哥、予可来之由再三雖申之、老躰指出可有斟酌歟之間、故障了、仍経嵐可罷向云々、可然く、

とあって、この時も兼良の執拗な出席要請があったこと、経覚の辞退のことが知られる。老齢は必しも口実ではなく、実際翌年は死去するのであるけれども、一方この年八月十四日の記事を見ておくと、

又云、明日近衛殿二可有御連哥、可参之由承之間可参云々、

これも避難して来た近衛殿の連歌には辞退していない。単に体調によるのかもしれないが、兼良に対しては何らかの、安らかならざる気持があつたかもしれない。

以上、京の連歌会で経覚は一条兼良、三宝院義賢のような高位の人々、また七賢と呼ばれることになる惣匠能阿、専順、行助、杉原賢盛と同座している。これらの人々は、室町殿の連歌にも加わっている実力者であるが、経覚はその人々との百韻において気遅れすることもなく句を詠んでいる。

4

京における連歌の一座での連歌師と同座については、以上見たとおりであるが、それ以外にもしばしば日記に連歌師の記事が見られる。まず宝徳二年九月十八日条である。

一坪江政所事、承祐之ヲ牛禪住坊承操申旨、管領畠山、執申、迷惑者也、

就越前国坪江郷政所職事、禪住承操申子細候、預御許容候者可畏入候、巨細木沢左近大夫可申上旨申含候、以其趣可
□様御披露候者、所仰候、恐惶謹言、

九月十五日



尊光院御坊

返事案

芳問之趣委細承了、此間細々不申所存、殊更非疎略如在候、每事定賢察候歟、

抑坪江郷政所事、承祐以一旦代官之号、申賜永領御判之条、為神領不可然之由、寺門令鬱陶改替き、巨細之趣以木沢可申談候、五代承事候間、更無等閑之儀候也、恐々謹言

九月十八日

經覚

畠山殿

木沢返事、今日覺朝可書遣之由、仰含了、

越前国坪江郷政所職について、承祐ヲ^レ禅住房承操なるものが権利を主張しているので、大乘院側に「御許容候者可畏入候」という申し入れがあった。それも管領畠山持国からの申し入れである。それに対し大乘院側の言い分は、「抑坪江郷政所事、承祐一旦代官之号、申賜永領御判之条、為神領不可然」というのである。坪江上下郷なる所領は『三箇院家抄』第二に、「六百一丁八反九十歩」と記帳されているが、そこに政所職なるものが設定されていたか、又この紛争の結末がどうであったかなど、今となつては調べようがない。ただここに連歌宗匠承祐のかすかな足跡を一つ見出したことにはなるであろう。すなわち、承祐はこの土地の利権を永領御判という形で賜わっているので、足利義教あたりの好意を受けたのであろう。そのため、この件については幕府の責任者として管領が一筆書く形になるのだろう。稲田利徳氏の論文によれば、承祐は康正元年の『康富記』の記事が生存を示す最後であるとのこと、それより五年前にその利権を「ヲ^レキ」禅住坊承操に与えていたが、大乘院側は「神領」であるとして、その権利を認めなかったのであった。史料はなはだとぼしい承祐の事跡について、小さな附加をすることができた。

經覚は専順の活動を記録に残している。すなわち宝徳二年三月十日条に、

於古市城有連哥、京都仕手六角堂專順法師ト云者也云々、

ここは「云々」とあるので直接会ってはいないであろうし、「ト云者」との書き方は、初めて專順を認識したと思われる。
翌年四月十一日条は、

因園都連哥仕六角堂法師專順来、連哥在之、事終綿一屯・太刀一腰遣了、

とあり、今度は專順をむかえて百韻が興行されたのであろう。綿以下はいわゆる纏頭なのか、それとも百韻出座に対する当時の相場の報酬であろうか。さらに翌年宝徳四年四月十八日条、

一今日於播州城、京都專順以下有連哥云々、

とあり、翌日は経覚のもとを訪れた。

一京都專順・生阿共以連哥仕手也、称礼来之間一座興行了、於北四間也、発句予、

郭公去年声聞卯月哉

脇專順、(中略)

一專順用途百疋、生阿白布一端遣了、

専順に用途として百疋が与えられている。用途なる語の意味は単に銭ということなのか、それとも別の意があるか、興味深い。

専順出生を応永十八年とすれば宝徳二年は四十歳で、「仕手」と称せられる連歌師になっていた。宝徳二年から四年にかけて、毎年四月に大和を訪うているがその後は確認できない。

長祿から寛正にかけて、いわゆる七賢の連歌師たち、(宗砌、智蘊は世を去っており、また心敬は経覚の記にあらわれない)のうち四人までが室町殿の連歌の連衆であり、三宝院の連歌で経覚と同座している。『私要鈔』の記事はすでに引用したものの他、さらに何例かを指摘することができる。寛正三年四月八日条、

一向三宝院、予親表、板輿也、南坊齋尊并吉阿召具了、先有時、予一人食之、於准后者既以服用云々、其後有連哥、人数不寄外人、行助・世縁・宥範計也、発句事被申大閣之間、被沙汰送了、

花に雨ぞ、くしもやの卯月哉

脇事、准后故障、予又不及思案之間、行助就堪能沙汰了、西下剋事終了、依及晚宿此門跡了、於南坊者返遣、吉阿計召置了、

ここでは行助の連歌の技倆が「堪能」と評されている。同じ月の廿七日、

向三宝院門跡、予親直繼、弓阿一人召具了、南坊依虫所旁不来者也、於天神堂有連哥、聊結縁了、准后同道了、又依所用尊藤来之間、同召其席、則来了、惣持等在之、

行助はこの日、特に用もないのに三宝院につめていたのであるうか。六月四日にはこんな記事もある。

蚊帳可遣惣持房、但北野千句在之、明日可帰之間、其時可遣由返答、

蚊帳をやったと言うのだから、経覚は惣持房行助に親しみを覚えていたのであろう。寛正四年二月三日には、

明後有茶会、兄両三人・金剛王院隆海法印・観心院賢誉僧都・房官一兩人・行助・招月僧以下、都合十人計在之、

ということ、茶会の列席者に、行助の名がある。同月五日は、

一午初点大閣一条、入御、予先於寢殿申入御礼了、次出世賢誉僧都・鶴千代兩人来、会所へ入御可申勸云々、仍奉同道奉
入了、浅黄少直衣・白指貫被着之、准后一重衣・香ケサ、予同、有甕飛鳥井中納言雅親重、大口、来之由申之間被入了、
先四人有時、大閣陪膳喜久寿兄弟、准后并予倍膳房官両三人沙汰之、雅親卿倍膳同房官沙汰了、事終連哥、惣匠能阿
以下当世仕手数輩在之、執筆宥範、行助同宿云々、発句大閣被沙汰之、

梅香、に三の道ある雪間哉

脇准后被沙汰之、第三予沙汰了、

これは何度も見た通常の連歌会であるが、「当世仕手数輩」の中に行助がいてもおかしくない。寛正五年五月晦日、

今日モ不還向、於天神堂有連哥、近習熊谷入道、僧少々行助等在之

これも普通の連歌に行助がいただけのことである。寛正六年三月九日、行助へ物を遣わした記録。

一惣持房所へ遣楹柿一連、了、畏悦云々、

同年三月廿三日、行助に付点を依頼。

昨日遣懷紙於惣持房申了、令他行之間、今日遣執了、則賜之、内府長被遊之間、畏賞翫之勝負也、仍可賞翫之由、少々令評定了

同年十二月七日、三宝院准後の連歌に行助が参加している。

一迎以下來之間、欲還向之処、准后被申云、今日可有連哥、慮御渡事候、まけて□逗留之由被申之間、老体他宿雖難儀候、迎以下返遣之、明日可來之由仰□□、則申剋ヨリ在連哥、於賢譽僧都部屋也、行助惣持房・同弟子宥範・亭主・若宮欄宜入道・僧安照・吟阿・相模・准后・予計也、発句行助、脇准后、第三予也、有湯漬等、亥剋事終了、又於火燒暫遊了、准后窮屈之間、其ま、被休息了、

以上経覚の日記に記録されている行助の行動はほとんどが三宝院に関係しており、経覚がそこを訪問した時のできごと、

あるいは三宝院から使者として訪ねられたことであるようだ。また連歌の場でない時にも三宝院に顔を出している。寛正三年四月廿七日、用もないのにいるように見え、同四年二月三日は茶会に出ている。こうしてみると行助は三宝院と深いかわりがあったようである。能阿・専順・杉原賢盛が連歌の連衆としてのみあらわれるのと、著しい対照をなしている。経覚がこの時代の最有力の連歌師と同座していた結果、『私要鈔』から彼らの句を何句か拾うことができる。寛正二年十月八日、「梅さきて冬より花の都哉」と経覚の発句に脇を行助が

雪のひかりに春そちか〜

と付けている。寛正三年三月十五日には、

花を待日数や弥生おそさくら 行助

次いで十九日、

庭そこれ花さく松の千とせ山 能阿

この年は彼らの発句二句が書き留められた。管見では右三句すべて他の句集に見えないので、新資料と考えられる。しかし『経覚私要鈔』は連歌の句九十八句を記録しているが、能阿たちと何度も同座していながら彼らの句を三句しか記録していないのであって、これほど連歌に熱心であった人であるけれども、そこに文学性を求める人ではなかったのかもしれない。

ない。以上連歌師の事跡のいくつかを見出し、『連歌史論考』の年表を補うことができた。

5

この時代長谷寺は興福寺末寺で、両者の交流は接であつたらしい。長谷寺の僧が連歌興行に際し、『連歌新式』を欲し、その書写を経覚に依頼したことがあり、その経緯は『私要鈔』に記されているのである。

記事は応仁二年二月十六日に始まる。

自長谷寺執行弘舜所楯一昆布・柿等・賜之、次連哥新式事、可書賜之由所望、唐紙二枚賜之、

五月十六日、追加の部分を残すのみとなつた。

一自長谷寺申連哥新式書之、但至追加沙汰之間、今日不書終之、

翌十七日完成。「老体」以下感慨があつた。

長谷新式今日書終了、為老体者以外大義也、然而彼寺事敬神身也、為一山評議申之間、老屈ヲ不顧沙汰遣了、奥書云
此新式事、為満山所望之由、伝執行弘舜申給之間、云不堪云老眼、雖可有子細、且恐鎮守聖廟之冥睞、且励大聖渴

仰之老心、書能了、

応仁二五月
十八日、浮雲老翁判
七十四歳

翌十八日、長谷寺へ發送。

長谷寺へ進代官了、以次新式可遣之由、仰経胤了、返答云、至末代可為当寺重宝之由悦賜了、又自公坊申三社託宣并円頓者、同遣之了、何も悦由返答了、

廿六日、長谷寺から礼状が届く。

一長谷寺執行給状、先日新式畏存候トテ、櫛一双・麵十五束・式百疋進之、祝着之由令返答旨、仰付経胤了、執行弘賢書状也、

この新式の写本そのものは現存し、長谷寺所藏。奥書が五月十八日の記事と照応する。本文は岡見正雄氏によって古典文庫『良基連歌論集』に翻刻されている。岡見氏は凡例で『経覚私要鈔』にも言及しておられる。

式目の書写を依頼するとなると、連歌に深い造詣のある人物を求めなければならず、当時茫大な連歌愛好者がいた内で経覚をたよったということである。客観的に見て、経覚が南都において連歌の見識にかけては最高の人物だったということであろう。

彼自身の連歌愛好のことは、ここに論じてきた『私要鈔』の文面がなによりも物語っている。中でも注意しておきたい文を引いておくと、長祿三年二月廿七日条、

已下刻出禪定院、依招引也、自当年細々出頭可略之由深雖思惟、心弱又出者也、有連哥、僧正頭云々、

さくら花またれてふかき日影哉

文明元年七月七日条、

又梶葉七枚ニ先之哥ヲ七首誦之、同雖法楽、既及八旬暮齡之間、自今年梶葉七枚ニ念仏七反書之、同法楽了、抛狂言綺語之戲、欣西方極樂之望間、梶七葉ニモ書念仏了

和歌が狂言綺語であれば、連歌も当然そうであろう。こうした戒めを自らにむけても、「心弱又」連歌の席への出座は減っていないようであるから、連歌への執心はなみ大抵ではなかった。

最後に考えておきたいのは当時の連歌愛好者たちを大づかみに概観したらどのような景色が浮かびあがってくるかという点である。経覚が連歌を熱愛した人物で日記に自作の発句数十句を記しとめていたこと。他者からも連歌式目の書写を依頼されるほど連歌の見識を認められていたこと。都の連歌界で一条兼良らの高位の貴族、能阿ら実力ある作家と同座していること。これらを前提すると『新撰菟玖波集』に入集句があってもよいと思われるのだが、意外にも一句も入集をはたしていない。この集への入集を願う人々が多かったことは伊地知鐵男氏、金子金治郎氏の著に明らかであるが、逆に身分の高い人々の句は撰者の側からはぜびとも提供してほしかったに違いない。伊地知氏は『大乘院寺社雜事記』を参照して「宗祇は（明応）三年十二月廿七日に奈良興福寺の兼良の子尋尊大僧正に消息して、新連歌集の為に詠句の送附方を懇渥してゐる」とされるが、この書状が尋尊の手に届くのは遅れて翌四年二月廿日であった。尋尊周辺の人々には連歌集への熱意などはなかったであろう。尋尊は二月廿八日の項に「連歌抄共進家門了」と記している。これが撰集のための資料であったとすると、きわめて短期間忽卒の間に用意された小句集であったと思われる、現に尋尊は入集作家となつて

いない。その父一条兼良とでは連歌への熱意にかなり差があったのである。

経覚の死去は文明五年のことで、『新撰菟玖波集』成立の明応五年より二十二年前であり、彼の連歌資料の散佚は免れがたく、遺稿を管理する者もいなかったであろうが、また別の事情も考えられる。それは九条家そのものの家風ともいえるか。家祖の兼実、さらには良経は当時一流の歌人であり、ここに論ずるまでもない。しかし、鎌倉後期房実以後の歴代となると、それぞれ勅撰歌人ではあるが入集歌は直近の集に数首ずつ見える程度になってしまふ。『菟玖波集』『新撰菟玖波集』いずれにも九条家からの入集句は存在しない。日本全国あらゆる所で連歌を楽しんでいた時代、九条家の人々が連歌を行なっていなかったとは考えにくいのであるから、勅撰和歌集には名誉にかけて入集をはたすが、連歌の准勅撰集については重要とも思わず句を提供しようとも考えなかったのではないか。九条家に育った経覚も、連歌を食事や酒、時には入浴なども伴なう娯楽としてとらえ、何時間にわたる苦吟を要するもの、懐紙は保存すべきもの、などとは考えてもみなかったのではないか。こうしてみると、『経覚私要鈔』に心敬の名があらわれないのは暗示的に思われる。経覚たちの一座に心敬の長時間の苦吟によって吐かれる句が似つかわしくないのははじめから分かっているので、お互い敬遠しあっていたのではなからうか。連歌愛好者たちにもいろいろ立場があり、経覚や尋尊らの高僧にも、それぞれの態度があったのであろう。

以上『経覚私要鈔』について述べたが、応永二十二年から文明四年に至る長期間の、豊富な内容をそなえた日記であるが、欠落箇所も多い。本稿のあやまり、不備を訂すべく、欠落部分の出現を期待する。

注

(1) 『続々群書類従』第二史伝部『興福寺別当次第』七五七、七六〇、七六一ページ。

(2) 同書一二五ページ

- (3) 『連歌の心と会席』一三〇、一三二ページ。
- (4) この百韻は現存。『続群書類従』連歌部。
- (5) 『国史大系』37『後鑑』第四編。一〇九二ページ。
- (6) 同書二五八ページ。
- (7) 『連歌とその周辺』所収「賢聖坊承祐について―室町幕府連歌宗匠―」
- (8) 『宗祇』二七一ページ。

(文学部教授)